

# 各種委員報酬10%減額

## 町職員は給料・手当など合計10%減額

平成16年第1回  
南富良野町議会臨時会が2月2日開

催され、各種委員報酬の減額など町長提出議案8件をそれぞれ原案のとおり可決し閉会しました。

本臨時会で審議された議案は次のとおりです。

### 条例の改正

◆議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例  
議員の旅費のうち、平成16年度から車賃1キロメートル当たり37円を20円とし、議会や委員会に出席した場合に支給する町内日当2千円を1千円に減額、冬期間に限り宿泊した場合に支給されていた暖房料600円を廃止、また交通機関を利用した場合を除く富良野圏域4市町村までの旅費は支給しないよう改正されました。

◆特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例

教育委員や監査委員など各種委員の報酬を、平成16年度から最大20%、平均で約10%減額するよう改正されました。

◆町長等の給与に関する条例

町長と助役の期末手当について、6月支給分の「100分の210」を「100分の200」とし、12月支給分の「100分の230」を「100分の220」とするよう改正されました。

◆教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例

教育長の期末手当について、6月支給分の「100分の210」を「100分の200」とし、12月支給分の「100分の230」を「100分の220」とするよう改正されました。

◆職員の給与に関する条例  
職員に支給する期末手当

と勤務成績に応じて支給する勤労手当の支給割合、寒冷地手当の支給額について、平成16年度から、次のとおり見直すよう改正されました。

6月支給分

給料月額と扶養手当を合算した基礎額に乗じる割合について、期末手当の「100分の210」を「100分の140」とし、勤労手当「100分の60」を支給する。

12月支給分

給料月額と扶養手当を合算した基礎額に乗じる割合について、期末手当の「100分の230」を「100分の160」とし、勤労手当「100分の60」を支給する。

寒冷地手当

・扶養親族が3人以上の職員  
基準額163,700円を81,850円とし、加算額66,500円を33,250円とする。

・扶養親族が1人または2人の職員  
基準額136,500円を68,250円とし、加算額66,500円を33,250円とする。

・その他の職員

基準額59,200円を29,600円とし、加算額22,200円を11,100円とする。

◆職員の特種勤務手当に関する条例

平成16年度から、税務や伝染病消毒作業、水道の塩素取扱い、車両運転など、職務の専門性や危険性に応じて支給している7種類の特殊勤務手当を廃止し、保健師の特種勤務手当の支給月額8,000円を6,000円に減額し、特別養護老人ホーム職員の特殊勤務手当の支給率を次のとおり見直すよう改正されました。

・生活指導員

給料月額の8%を平成16年度から6%とし、平成17年度からは4%、平成18年度からは2%とする。

・寮母

給料月額の16%を平成16

年度から14%とし、平成17年度からは12%、平成18年度からは10%とする。

・看護師

給料月額の12%を平成16年度から10%とし、平成17年度からは8%、平成18年度からは6%とする。

◆特別職の職員の旅費条例

議会議員と同様に、平成16年度から車賃1キロメートル当たり37円を20円とし、宿泊を伴う場合に支給する町内日当2千円を1千円に減額、冬期間に限り宿泊した場合に支給されていた暖房料600円を廃止、また交通機関を利用した場合を除く富良野圏域4市町村までの旅費は支給しないよう改正されました。

◆職員の旅費に関する条例

平成16年度から、鉄道賃のうち道外旅行に限り支給していたグリーン料金を廃止し、特別職の職員と同様に車賃1キロメートル当たり37円を20円とし、暖房料600円を廃止、富良野圏域4市町村までの旅費は支給しないよう改正されました。